

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(国税:18)(法人税:義、所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者(以下、「計画承認事業者」)で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置及び工場用建物について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充(構築物を追加)した上で5年間延長。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成19年度 延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) 第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの(第三項第一号において「指定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者(以下「指定中小企業者」という。)は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)についての計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。</p> <p>二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。</p> <p>三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。</p> <p>2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 経営基盤強化事業の目標</p> <p>二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期</p> <p>三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達</p>

		<p>方法</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。</p> <p>三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>第七十一条 指定中小企業者であつて承認経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年三月三十一日政令第百二号) 第三十条 法第六十七条第一項の政令で定める業種は、砂糖製造業とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策分野】 沖縄政策</p> <p>【政策】 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】 沖縄における産業振興</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 指定中小企業者(砂糖製造業)の経営基盤の強化</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備投資促進に伴う経営基盤強化(設備更新による効率化等) 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資計画を支援 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は効率性の低下、修繕費の増大等、経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要。 加えて、設備の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、省エネ化や、低コスト化が実現し、製造コストの低減が図られる。 以上により、租税特別措置による継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	砂糖製造業7社/年(平成23年度は現時点での見込み値、平成24年度以降は推計) 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資を実施 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資を計画																													
		② 減収額	減収見込み額:49百万円/年度																													
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>各社、承認を受けた経営基盤強化計画に基づき設備投資を行い、省力化、工場運転の安定化等を図り、砂糖製造コストの削減等、経営基盤強化に向けた取組を実施。</p> <p>平成19年度～平成22年度 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資が促進され、老朽化した設備の更新により生産性の向上、管理費等の抑制が実現。(別途、台風被害等が少なかったことも基盤を安定させたものと分析)</p> <p>今後、さとうきび栽培面積の減少など、依然として砂糖製造業を巡る厳しい状況が見込まれる中、引き続き各社が計画的に機械・施設の更新を行い経営基盤の強化に向けた取組を実施する見込み。</p> <p>平成24年度～平成28年度 平成24年度以降においては、平成23年度までに行った設備投資の他、今後更新を控えている設備を計画的に更新させることにより、経営基盤を強化するもの。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却額にして150～170百万円の利用実績があり、計画承認事業者7社は本制度を活用し、積極的に設備投資を行い、経営の改善を図っている。 当該税制措置により設備投資が促進され平成19年度～平成22年度においては、年平均1,090百万円の設備投資を実施。また、平成24年度以降も当該措置により計画的な設備投資を促進。 しかしながら、市街化や園芸作物、畜産等との競合による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を取り巻く現状は依然として厳しく、引き続き経営合理化と生産性向上を図る必要がある。 ○ 計画承認事業者の設備投資額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H5</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 装置型産業である砂糖製造業においては、経営基盤の強化に向け継続的な設備投資が必要であるが、本特例制度が廃止された場合、新規の設備投資が抑制されることが見込まれる。 この結果、必要な設備更新等が滞り、生産性の効率化の減退、修繕費の</p>										年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28																						
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977																						

			増加等により企業収益が減少し、経営基盤の弱体化が想定される。
			《税収減を是認するような効果の有無》 沖縄県の完全失業率が依然高い状況にある中で、砂糖製造業に従事する雇用者は平成18年度比で微増している状況。経営基盤の強化が図られることにより微増ながらも雇用を創出。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	経営基盤の強化に向けては、継続的な設備投資が必要であるが、施設、設備の導入費用は中小企業にとっては多大な負担であるため、導入初期のキャッシュフローを改善し、施設、設備の償却を早める効果のある本特例措置は設備の導入・更新を円滑に進めていく上で有効な手段である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算事業として施設整備に対する助成を行っているが、対象は省エネルギー施設等のための施設に限定されている。 他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資制度があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者の負担を減らすためのものであり、役割が異なる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

減税見込額等

1. 減税見込額等の積算

	割増償却（27％）額		法人税率	
平成22年度：	169	×	30%	= 51（百万円）
平成23年度：	200	×	30%	= 60（百万円）
平成24年度：	243	×	30%	= 73（百万円）
平成25年度：	285	×	30%	= 86（百万円）
平成26年度：	122	×	30%	= 37（百万円）
平成27年度：	136	×	30%	= 41（百万円）
平成28年度：	133	×	30%	= 40（百万円）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

割増償却額の見込みは経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの調査報告の積み上げにより
集計。

（法人税率について）

経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの過去の調査報告の減税額等から類推したもの。

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：

百万円）

区分	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
対象者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
適用事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
減税見込額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
設備投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977

*H24年以降からは、割増償却の対象物に構築物を追加した金額（見込）

減税見込額：44百万円（（46+47+38）／3）

（平年度）：49百万円（（52+53+42）／3）*構築物を追加